

はち11月 No.531 じょう

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口 (10月1日現在)

人口 8,830人 減10人 男 4,457人 減 6人
女 4,373人 減 4人
世帯数 4,723世帯 増 5世帯

9月中の異動

転入ほか——48人 (うち出生2人)
転出ほか——58人 (うち死亡8人)

各地域の人口・世帯数 (10月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,137	2,015	1,974	3,989
大賀郷	1,577	1,477	1,415	2,892
榎立	324	299	312	611
中之郷	433	434	424	858
末吉	252	232	248	480



町民 体育大会

(榎立地域)

CONTENTS

もくじ

- 2-3** 平成16年度公営企業会計決算
- 4-5** 平成17年度公営企業会計予算
- 6-7** 税のお知らせ／環境だより ほか
- 8-9** 国保だより／国民年金 ほか

- 10-11** 予防接種／八丈町生活安全協議会 ほか
- 12-13** 暮らしの総合相談／教育相談室 ほか
- 14-15** 自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い
- 16-17** 航路ダイヤ／テニス大会開催 ほか

平成16年度公営企業会計決算のあらまし

八丈町は、水道事業・一般旅客自動車運送事業・病院事業の3事業について、地方公営企業法の規定の全部適用を受け、それぞれ特別会計を設け、独立採算制の企業会計方式により経営しています。



1. 水道事業会計

本事業は、水道法の本旨に基づき清浄な生活水の安定供給に重点をおき、水道施設の整備を図るとともに、経営の合理化に努めています。

本年度の主な建設改良事業としては、安全な水の供給のため高度浄水処理施設工事を実施し、水量の安定確保を図るため八重根地区配水管布設工事(その2)を行いました。

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
給 水 収 益 (水道料金)	296,536
負 担 金 (給水装置負担金)	1,420
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	2
雑 収 益	7
合 計	297,965

当 年 度 純 利 益	24,131
-------------	--------

【収益的支出】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
人 件 費	46,754
物 件 費	81,124
減 価 償 却 費	93,769
支 払 利 息	47,044
繰 延 勘 定 償 却	2,871
特 別 損 失	2,272
合 計	273,834

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
企 業 債	130,300
出 資 金	13,900
国 庫 補 助 金	37,198
都 補 助 金	71,560
合 計	252,958

【資本的支出】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
配 水 施 設 費	109,971
坂 下 地 区 上 水 道 整 備 費	160,832
固 定 資 産 購 入 費	6,081
企 業 債 償 還 金	78,273
合 計	355,157

資本的収入額が資本的支出額に不足する額102,199千円は、消費税資本的収支調整額7,989千円、損益勘定留保資金94,210千円で補てんした。



2. 一般旅客自動車運送事業会計

本事業は、昭和32年発足以来、地域住民のサービス向上を目指し、生活路線の運営につとめています。乗合、定期観光、一般貸切とも極めて厳しい経営環境が続いています。

本年度は、コミュニティバス路線2系統を新設し、貸切事

業では、バスの代替に伴い中型貸切バスを購入しました。經常収益については、89,145千円で前年比10,267千円の減、經常費用は、126,652千円で、一般会計からの補助金39,800千円を受け入れ經常利益を計上しました。

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
乗 合 収 益	20,372
定 期 観 光 収 益	4,646
貸 切 収 益	42,313
運 送 雑 収 益	967
雑 収 益	2,531
一 般 会 計 補 助 金	39,800
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 補 助 金	18,168
都 補 助 金	148
特 別 利 益	632
合 計	129,577

【収益的支出】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
人 件 費	93,660
物 件 費	30,612
減 価 償 却 費	761
支 払 利 息	163
繰 延 勘 定 償 却	1,456
特 別 損 失	3,095
合 計	129,747

当 年 度 純 損 失	170
-------------	-----

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
企 業 債	17,000
合 計	17,000

資本的収入額が資本的支出額に不足する額15,349千円は、損益勘定留保資金349千円、建設改良積立金とりくずし額12,500千円、減債積立金とりくずし額2,500千円で補てんした。



3. 病院事業会計

町立八丈病院は、東京の島々の中で唯一の自治体病院であり、昭和41年の開院依頼、伊豆諸島の中核的病院として離島における医療確保に努めています。

診療については、内科、外科、小児科、産婦人科のほか臨時診療(専門外来)を実施しています。本年度の収支状況は、医業収益が1,000,171千円と前年度比59,292千円の

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位:千円)

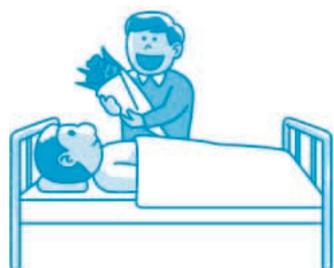
区 分	決 算 額
入 院 収 益	296,110
外 来 収 益	655,977
そ の 他 医 業 収 益	48,084
都 補 助 金	120,013
一 般 会 計 負 担 金	59,410
一 般 会 計 補 助 金	115,535
他 会 計 補 助 金	1,120
そ の 他 医 業 外 収 益	10,695
特 別 利 益	2,250
合 計	1,309,194

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
企 業 債	40,400
一 般 会 計 負 担 金	47,815
都 補 助 金	31,209
他 会 計 補 助 金	34,067
合 計	153,491



【資本的支出】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
建 設 改 良 費	27,773
企 業 債 償 還 金	4,576
合 計	32,349

減となり、医業費用も1,275,599千円で収益と同様に減少となりました。

繰入金については、一般会計からの繰入金総額222,760千円のうち、資本勘定に繰り入れた負担金47,815千円を除く負担金59,410千円と補助金115,535千円を損益勘定に繰り入れることより収支の均衡を保ちました。

【収益的支出】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
人 件 費	474,517
材 料 費	466,793
経 費	312,672
減 価 償 却 費	58,843
研 究 研 修 費	3,321
支 払 利 息	55,770
繰 延 勘 定 償 却	6,853
特 別 損 失	4,357
合 計	1,383,126

当 年 度 純 損 失 73,932

【資本的支出】

(単位:千円)

区 分	決 算 額
建 設 改 良 費	88,597
企 業 債 償 還 金	100,307
合 計	188,904

資本的収入額が資本的支出額に不足する額35,413千円は、損益勘定留保資金で補てんした。



平成17年度公営企業会計予算の状況



1. 水道事業会計

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
給 水 収 益 (水道料金)	308,323
負 担 金 (給水装置負担金)	1,890
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	5
雑 収 益	210
合 計	310,428

【収益的支出】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
人 件 費	60,535
物 件 費	91,075
減 価 償 却 費	95,966
支 払 利 息	43,503
繰 延 勘 定 償 却	1,018
特 別 損 失	53
予 備 費	200
合 計	292,350

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
企 業 債	178,900
出 資 金	43,500
国 庫 補 助 金	116,165
都 補 助 金	145,206
合 計	483,771

【資本的支出】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
配 水 施 設 費	144,186
坂 下 地 区 上 水 道 整 備 費	357,645
固 定 資 産 購 入 費	18,196
企 業 債 償 還 金	83,289
合 計	603,316

資本的収入額が資本的支出額に不足する額119,545千円は、消費税資本的収支調整額12,312千円、損益勘定留保資金107,233千円で補てんする。



2. 一般旅客自動車運送事業会計

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
乗 合 収 入	31,540
定 期 観 光 収 入	9,945
貸 切 収 入	70,935
運 送 雑 収 益	831
雑 収 益	693
一 般 会 計 補 助 金	20,000
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 補 助 金	13,609
都 補 助 金	161
合 計	147,714

【収益的支出】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
人 件 費	100,277
物 件 費	34,897
減 価 償 却 費	5,410
支 払 利 息	127
繰 延 勘 定 償 却	1,456
予 備 費	200
合 計	142,367

(2) 資本的収入および支出

【資本的支出】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
企 業 債 償 還 金	6,609
合 計	6,609

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,609千円は、損益勘定留保資金で補てんする。





3. 病院事業会計

(1) 収益的収入および支出

【収益的収入】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
入 院 収 益	511,644
外 来 収 益	657,003
そ の 他 医 業 収 益	54,476
都 補 助 金	111,213
一 般 会 計 負 担 金	58,070
一 般 会 計 補 助 金	50,000
他 会 計 補 助 金	1,158
そ の 他 医 業 外 収 益	11,376
合 計	1,454,940

【収益的支出】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
人 件 費	539,462
材 料 費	462,854
経 費	325,388
減 価 償 却 費	59,925
研 究 研 修 費	2,972
支 払 利 息	53,977
繰 延 勘 定 償 却	5,712
予 備 費	200
合 計	1,450,490

(2) 資本的収入および支出

【資本的収入】

(単位:千円)

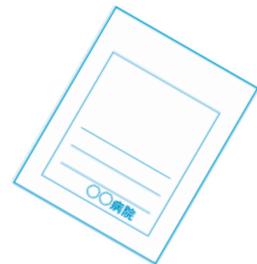
区 分	予 算 額
企 業 債	74,000
一 般 会 計 負 担 金	50,311
都 補 助 金	33,387
他 会 計 補 助 金	6,825
合 計	164,523

【資本的支出】

(単位:千円)

区 分	予 算 額
建 物 整 備 費	11,788
固 定 資 産 購 入 費	89,460
企 業 債 償 還 金	104,654
合 計	205,902

資本的収入額が資本的支出額に不足する額41,379千円は、損益勘定留保資金で補てんする。



●●解説 公営企業で使われる用語●●

●収益的収入および支出

公営企業の営業活動から生ずる収益や費用で、収益的収入には営業収益・預金利子・国都補助金などがあり、収益的支出には、人件費・物件費などの諸経費のほか、減価償却費や繰延勘定償却などの現金の支出を伴わない費用も含まれます。

●資本的収入および支出

公営企業の諸施設の整備、拡充などともなう収支で、資本的収入には企業債や施設等に対する補助金などがあり、資本的支出には、建設改良費・固定資産購入費・企業債償還金などがあります。

●損益勘定留保資金

収益的支出に現金の支出を必要としない費用(減価償却費・繰延勘

定償却など)を計上することにより、資金が外部に流出することなく留保されます。この内部留保資金を損益勘定留保資金といいます。

●減債積立金

企業債償還金の財源に充てるための積立金で、毎事業年度に生じた利益を積み立てておきます。

●建設改良積立金

建設改良事業の財源に充てるための積立金で、毎事業年度に生じた利益を積み立てておきます。

「公営企業会計決算・予算」についてのお問い合わせは・・・
企業課経理係 内線312

税のお知らせ

●納期限および口座振替日

●11月30日（水）
国民健康保険税5期分

納期を過ぎた町税をまだ納めていない方は、至急納税してください。

納付書が届いていない場合や紛失したときは、税務係までご連絡ください。

●町税等の納付には、便利で確実な口座振替で

納期を過ぎた町都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期限ごとに金融機関の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。口座振替依頼書は、町内の金融機関に備え付けてあります。

●自賠責保険・共済に加入を

バイク・原動機付自転車を含むすべての自動車1台ごと

に加入が義務付けられています。交通事故により加害者となったときは、被害者に対する損害賠償責任を負います。強制保険である自賠責保険・共済はすべての加害者の賠償責任を担保とするとともに、すべての被害者の基本的な対人賠償を保証する役割を果たしています。特に、車検制度のないバイク・原動機付自転車は、期限切れ、かけ忘れに注意してください。

●自賠責保険・共済に加入しないで運転すると・・・

◎1年以下の懲役または50万円以下の罰金（自賠法第86条の3）

◎さらに違反点数は6点となり、ただちに免許停止処分となります（道路交通法第103条、第108条の33）

事業所、個人事業者の方へ
年末調整は、大事な手続きです。正しく行いましょう。

●平成17年分年末調整などの説明会

ことしも、年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は、給与の支払いを受け

る一人ひとりについて、毎月の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額（年税額）と比べて、その過不足額を精算するものです。

多くの給与所得者は、この「年末調整」によって、その年の所得税の納税が完了し、改めて、確定申告をする必要がなくなりますので、この意味からも大切な手続きです。ことしの年末調整の手続きと関連書類作成についての説明会を次のとおり行います。ぜひ、ご出席ください。

■日時

11月25日（金）

午前9時30分～正午

■場所

商工会館2階

■問い合わせ

税務課税務係

内線221



公売を行います

町では下記の差押財産の公売を行います。

●公売物件…下表 ●公売の方法…入札

●日時…12月14日（水）午前10時 ●場所…八丈町役場新庁舎会議室

※町所定の掲示板や閲覧所にも、掲示してありますのでご覧ください。

■問い合わせ…税務課税務係 内線220、223

表

売却区分番号	公売保証金 見積価格	財産所在地	地積・床面積 (m ²)	地目／種類	不動産の概要
1	500,000	中之郷2930番地4	1,774	畑 (現況宅地)	地上権の物件有り
	2,600,000				
2	2,500,000	大賀郷7602番地3	2,291	山林	平地
	12,180,000				
3	1,000,000	大賀郷4422番地4	936	山林 (現況畑)	斜面 (私道共用道路)
	4,520,000				
4	300,000	大賀郷4422番地7	303	山林	三角地斜面
	1,690,000				

※売却区分番号1に関しては、農業委員会の農地資格証明書が必要です。

環境だより

●11月3日(水)は、ごみの収集は行いません

クリーンセンターの定休日です。

ごみの持ち込みも受付もありませんので、ご注意ください。

※中之郷埋立処分場は、午前8時30分から午後5時15分まで、平常どおり受け付けします。

●ごみの袋には記名を

ごみ出しは、「東京都推奨袋」を使い、名前を書いて出してください。

●浄化槽の清掃作業はお早めに

清掃時期を過ぎますと浄化槽が正常に機能しなくなってしまう、悪臭が発生したり、処理されない汚水が流れ出たりしてしまいます。

1年に1回は清掃しましょう。

●ごみ集積所用ネット(ステーションネット)について

カラスやねこ、風などによる飛散防止のため、ステーションネットを準備しています。利用される方は、住民課環境係までご連絡ください。

●ヤスデ対応について

ヤスデ対応薬剤(坂上地域限定)を8月から今年度分を配布していますので、ご利用ください。

●問い合わせ

住民課環境係
内線 233・234

新しい火葬場の説明会について

現在使用している火葬場の老朽化に伴い、新しい火葬場の計画を進めています。

事業の早期化を図るため、現在の火葬場の敷地に建設を計画しており、平成20年度の完成を目指しています。

計画にあたり、説明会を次のとおり実施しますので、ご参加ください。

午後7時30分
場所
三根公民館2階和室

【新施設の要件】

① 既存施設のある町有地内に既存施設を稼働させながら新設

② 火葬炉は2炉

③ 待合室について
(1) 面積要件として100名収容可能な面積の確保を目標

(2) 斎場機能を兼ね備えることが可能か検討

(3) 配膳室、倉庫、身障者用トイレの設置

(4) 2階にして眺望を活かすという方法も検討

(5) 霊灰処理方法の検討

【スケジュール】

○平成16年度
用地造成工事、建築設計

○平成17～18年度
都市計画手続き等

○平成19～20年度
新築工事

※他事業との調整で変更あり

●問い合わせ

住民課環境係
内線 233

ホームページ講習会のお知らせ

町では、島内で商店、飲食店、民宿などの事業を営んでいる方、これから事業を起そうと考えている方で、現在、ホームページを開設中の方、これから開設しようと考えている方、興味のある方を対象としてホームページ講習会を次のとおり開催します。

●日時

◎11月9日(水)

申込締切日:11月8日(火)

★観光向けHP講習★

ホームページを持ちたい民宿さん、一緒に…
午後1時30分～3時30分

★ブログ講習会★

ブログを便利に使いこなそう。
午後7時～9時

◎11月30日(水)

申込締切日:11月29日(火)

★観光向けHP講習★

ホームページも個性を大切に…
午後1時30分～3時30分

★ブログ講習会★

ブログをもっと楽しもう。
午後7時～9時

●開催場所…八丈町商工会2階会議室

●受講費…無料

●募集人数…17人(定員になり次第締切となります)

●申込方法…各講習日の前日までに電話にて受け付けます。

※ブログ講習会に参加の方でメールアドレスをお持ちの方は、その場でホームページを開設できますので、メールアドレスを控えてお持ちください。

※八丈島総合ポータルサイト(ホームページ)では、ホームページ所有の有無に関わらず、島内で営業を行っている事業者の登録を受け付けています。登録受付は、ホームページのトップページ左側「ポータルサイト登録」から行えます。

八丈島総合ポータルサイト <http://www.8jyo.jp/>

●申し込み・問い合わせ

・八丈町商工会内
八丈 島おこし実行委員会
電話 2-2121
・総務課電子情報係
内線282



国保だより

医療費と国民健康保険税

国保は、病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるための大切な制度です。

医療機関にかかったとき大きな負担とならないように、医療費の7割（3歳未満は8割、70歳以上は9割または8割）を国保で負担します。

この医療費は皆さんが納める国保税と、国庫支出金などによって賄われています。

16年度の一人当たりの医療費（費用額）と国保税は表のとおりです。

表

●16年度一人当たり医療費

老人保健対象者	503,691円
退職被保険者	279,035円
一般被保険者	152,645円
平均	245,380円

●16年度一人当たり国保税

国保税（賦課額）	55,252円
----------	---------

国民健康保険税は納期内に納めましょう

国保税の納め忘れはごさいませんか。

11月は第5期分の納期です。国保税は医療費や給付の費用に充てられる大切な財源となります。

国保税の納付には、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。

■問い合わせ

住民課国保年金係
内線235

国民年金

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象となります。

今まで確定申告等での手続きでは、納付した国民年金保険料を証明する書類を添付する必要がありますが、平成17年度分の申告からは、納付した国民年金保険料

を証明する書類の添付等が義務付けられました。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を納付した控除証明書が社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは、専用コールセンター（0570-000-9911）または、港社会保険事務所（03-5401-3211）まで。

●「ねんきんダイヤル」が始まります

電話による年金相談のお問い合わせ先である全国の年金電話相談センターおよび社会保険業務センター、中央年金相談室の電話番号が変わりました。

名称を「ねんきんダイヤル」とし、お問い合わせ内容別にふたつの番号となりました。全国どこからでも次の番号へお問い合わせください。

○年金請求などの相談については
0570-05-1165

○既に年金をお受けになっている方の年金相談については
0570-07-1165

受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。（土・日・祝日は除く）
なお、携帯電話からご利用いただけます。（PHS・IP電話からはご利用になれません）

加入手続きや保険料のお支払いに関することは、港社会保険事務所にご相談ください。（03-5401-3211）

●裁定請求書の事前送付が始まります

老齢年金の裁定請求書を事前に送付いたします。
本年10月から、社会保険庁では、皆さまの年金加入記録を基に受給資格の確認を行い、60歳で受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金の加入期間が12か月以上ある方）には、60歳に達する3か月前に、65歳で受給権が発生する方および60歳から64歳の方であって既に受給権が発生しているにも関わらず、未請求である方には、65歳に達する3か月前に裁定請求書をお送りいたします。

年金の請求は、受給権が発生する前日からできますので、必要書類をご用意のうえ、お忘れなく年金の請求を行ってください。

裁定請求書の事前送付についてのお問い合わせは、港社会保険事務所（03-5401-3211）または、「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）まで。

●納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください

■問い合わせ

住民課国保年金係
内線236

八丈町人事異動

（平成17年10月1日）

【その他の職員】

▼八丈町子ども支援センター主任
赤間 やえ子

（真砂保育園主任）

母子保健

1 歳6か月児健康診査

■対象者

平成16年3月9日～平成16年5月1日生まれの幼児

■日時

11月1日(火)

受付時間

午後1時15分～1時45分

■場所

八丈町保健福祉センター

2 歳児歯科健康診査

■対象者

平成15年8月26日～平成15年11月24日生まれの幼児

■日時

11月24日(木)

受付時間

午前9時30分～10時

■場所

八丈町保健福祉センター

※健診の各対象者には個別通知します。

両親学級

お父さん、お母さんになれる方が安心してお子さんを迎えられるよう、両親学級を

開きます。

新しい生命の不思議や不安な気持ちなどを皆さんと話し合います。お母さんの体調の良いとき(16週～28週)にお越しください。お父さんをはじめ、ご家族の方の参加を歓迎します。

■日程・内容

・1日目 11月4日(金)

妊娠中の過ごし方・歯の健康・歯の磨き方

・2日目 11月11日(金)

家族の健康・健康料理、調理実習・先輩パパ、先輩ママのお話・フリートーク

・3日目 11月18日(金)

お産の準備・お産の進み方と呼吸法・妊婦体操・おっぱいの手入れ法・産後の生活

・4日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・5日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・6日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・7日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・8日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・9日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・10日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・11日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

・12日目 11月25日(金)

赤ちゃんの生活・赤ちゃんの気になる症状の対応について・お風呂の入れ方とベビーマッサージ法について

■ご用意いただくもの

母子健康手帳・筆記用具。
1日目は、歯ブラシと手鏡、
2日目はエプロン、三角巾を、
3日目は、妊婦体操のできる服装をご用意ください。

いじもひろば (仲間づくりと育児相談)

いろいろな相談以外に子育て中のお母さん同僚のお話の場としてもお気軽にご利用ください。

お子さんがどれくらい大きくなったか計測もします。

母子健康手帳をご持参ください。

■日時・場所

・11月7日(月)

八丈町子ども家庭支援センター

午前10時～11時(受付)

・11月21日(月)

八丈町保健福祉センター

午前9時30分～10時30分

(受付)

※7日は、歯科衛生士が歯科相談に応じます。

※21日は、妊婦さんの健康相談日です。

健康課保健係

電話2-5570

■問い合わせ

健康課保健係

電話2-5570

電話2-5570

65歳以上の方のインフルエンザ予防接種のお知らせ

65歳以上の方でインフルエンザ予防接種を希望される方は、町立八丈病院または、村井診療所に申し込みください。

○町立八丈病院

■申込受付期間

11月7日(月)～18日(金)

(土・日・祝日は除きます)

・窓口で申し込む場合

午前9時～11時30分

・電話で申し込む場合

午後1時～午後4時

電話 2-1265

(予約専用電話)

■接種日

11月22日(火)

11月24日(木)

11月29日(火)

○村井診療所

診療所窓口または電話にて申し込みください。

申し込みください。

■申込受付期間

11月7日(月)～18日(金)

(土・日・祝日は除きます)

電話 2-0162

■接種日

11月22日(火)～12月22日(木)

■接種料金

2,000円(税込み)

※65歳以上で生活保護の方は、無料です。

シニア体力測定(後期)・講演会のお知らせ

●65歳以上の方ならどなたでも

65歳以上の方を対象とした体力測定と講演会を行います。

運動のしやすい服装でお越しください。

■日時

11月29日(火)

午前9時30分～10時30分

講演会

・午前10時30分～午後3時

体力測定と個別指導

■講師

順天堂大学名誉教授

武井正子先生

■演題

抗重力筋と筋力向上のためのお話

■場所

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係

電話2-5570

生活習慣病健診 のご案内

生活習慣病とは、毎日の生活の積み重ねによって引き起こされる病気です。

日本人の3分の2近くがこの病気で亡くなっています。この健診を健康チェックにお役立てください。

■日程・場所

○11月6日(日)～8日(火)

八丈町保健福祉センター

○11月9日(水)

末吉公民館

○11月10日(木)

中之郷公民館

○11月11日(金)

榎立公民館

■受付時間

午前8時30分～

午前10時30分

■健診項目

○計測

身長・体重・体脂肪他

○循環器検査

○血圧・心電図

○内科診察

甲狀腺触診を含む

○尿検査

蛋白・糖・潜血

○血液検査
肝機能・腎機能・糖尿病・脂質・貧血・肥満関連
○肺機能検査
○肝炎ウイルス検査
(C型・B型)

該当年齢に達した方を対象に平成18年まで実施します。

対象者は、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方で今回初めてC型・B型の検査を受ける方。

■注意事項

・食事はなるべく検査の前日夜8時までにお済ませください。カロリーの少ないお水やお茶などの飲料はかまいません。

・高血圧・心臓病などの薬は、いつもどおり内服してかまいません。

・当日は尿検査があるため、採尿できる状態でお越しください。

■問い合わせ

健康課保健係

電話2-5570

家族介護者教室 の開催について

八丈町在宅介護支援センターでは、高齢者のお世話をされている家族の方、高齢者介護に興味のある方などを対象に家族介護者教室(高齢者についての勉強会)を次のとおり実施しています。

【在宅の高齢者を介護されている方対象】

■日時

11月16日(水)

午後1時～2時30分

■場所

第二八丈老人ホーム新館

2階会議室

■内容

高齢者の低栄養の予防について(高齢者向けの食事の試食・説明など)

■参加費用

300円(試食材料費として)

※先着順につき、お早めにお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

八丈町在宅介護支援センター

電話2-0580

第3回八丈島 夢伝大会

八丈島夢伝大会実行委員会では、第3回八丈島夢伝大会を次のとおり開催します。

「より良く生きたい」という『夢』を『伝える』『夢伝大会』は、参加者がお互いに励ましあい、交流を深めながら、共にゴールに向かって頑張るさわやかな、障害者中心のウォーキング・マラソン大会です。

ぜひ、お気軽にご参加ください。

■日時

11月27日(日)

午前9時～午後1時

■場所

・南原園地コース
南原園地～ヤケンヶ浜～南原園地

■参加方法

1. ウォーキング
2. マラソン
3. 車椅子
4. 電動車椅子
5. スタッフ

■参加費

競技出場者・スタッフ
一律1,000円(お弁当

代など含む)

■申込期間

11月1日(火)～

11月15日(火)

■主催

八丈島夢伝大会実行委員会

■大会長

増田明美

■問い合わせ

ちよんこめ作業所

電話2-3678

予防接種の お知らせ

●11月の予防接種外来

■日時

11月9日(水)

11月30日(水)

午後2時30分～3時

(予約制)

■場所

町立八丈病院小児科

町の集団接種(三種混合・麻しん・風しん)を受けられ

なかった方は、健康課保健係

で接種の予約をし、予防接種

無料券を受け取ってください。

受付締切は接種日の1週間

前です。

■問い合わせ

健康課保健係

電話2-5570



八丈町生活安全協議会開催

先月10月7日(金)に、第2回八丈町生活安全協議会(安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目的)が開催されました。

今回で第2回目となる会合では、街路灯について話し合いがもたれました。街路灯の概略として、次のようになっています。

表 ●街路灯の概略

八丈町の街路灯の設置状況(平成16年1月1日現在)			
地域名	箇所数	世帯数	人口
三根	548	2,122	4,126
大賀郷	369	1,596	3,013
檜立	121	309	614
中之郷	220	424	869
末吉	124	244	486
合計	1,382	4,697	9,108

1灯 年…2,315円 日…6円

街路灯の年間経費は、電気代に320万円、修繕費に450万円ほどで約800万円の経費がかかっています。

町では、昨年の子ども議会の街路灯に関するところを受け、下校時に不安を取り除くために、通学路は優先して街路灯の整備を行っています。

設置した街路灯が小枝などにより見えにくくなっている場合は、本来、個人や地区ぐらゐで伐採などを行うことが望ましく、街路灯の役目を維持するために、今後も地域での協力が必要となります。

街路灯が壊れている場合は、自治振興委員に連絡し、振興委員が町役場に、町は契約した業者に連絡し、その業者が修理するという流れになっています。

協議会では、街路灯などの今後についての次のことが話し合われました。

1. 住民の方が街路灯の壊れているのを発見した場合、直接役場に連絡しても構わない。その際、街路灯には、街路灯番号や電柱番号があるということを広報にて周知すること。(今月広報)

2. 今後の街路灯の新設については、各地域の振興委員の集まり等で優先順位をつけてもらうこと。

町では、その要望をもとに新設を行っていくこと。
3. 将来は、各地域・地区で、街路灯の新設等の経費負担について、自己負担が可能かを検討していくこと。
4. 木の伐採を行っていない地区については、クリーンデーの際に街路灯周辺の木の伐採も行っていくこと。

5. 台風などによる修繕対応が委託業者だけでは困難な場合、委託業者外への発注を含め、迅速に対応できるようにすること。

6. 警察署および防犯協会による防犯グッズを各公民館や駐在所で紹介していくこと。

この協議会の次回開催は、1月を予定しています。

ご意見などがあれば、総務課庶務係までご連絡ください。

問い合わせ

総務課庶務係
内線212

平成17年秋季全国火災予防運動

●平成17年全国統一防火標語「あなたです 火のあるくらしの 見張り役」

秋の全国火災予防運動が11月9日から15日まで実施されます。

八丈町では、今年に入り火災が7件発生しており、火災による死者も発生しています。昨年の火災件数は2件でしたので、今年はずでに3倍以上も増加していることとなります。

火災は、財産のみならず、思い出までも失ってしまう恐ろしいものですので、火気の取り扱いや電気器具の取り扱いには十分注意し、火災を予防しましょう。

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問い合わせ

消防本部警防係
電話2-0119

～鳥嶋会館 年末年始の営業のお知らせ～

今年も、昨年に引き続き、年末・年始を休まずに営業いたします。

■営業日…12月30日・31日／1月1日・2日・3日

■休館日…12月11日・12日・13日

(14日午前9時から営業再開)

■問い合わせ

鳥嶋会館 東京都港区海岸1-4-7

電話 03-3437-3061

～ くらしの総合相談 ～

弁護士・司法書士・税理士など法律関係者のボランティア「NPO法人司法過疎サポートネットワーク」主催により、次のとおり「くらしの総合相談」を開催します。

法律や税金などあらゆる分野の相談を受け付けますので、ぜひ、この機会をご利用ください。

【くらしの総合相談】

●無料総合相談（法律・税務など）

「相続問題で、親戚とトラブルになっています」
「隣の家との境界で争いがあります」
等々、弁護士・司法書士・税理士などが相談に応じます。

●相談日時および場所

12月2日（金） 午後1時～午後5時
12月3日（土） 午前9時～正午
大賀郷公民館2階
※相談に必要な資料などをご持参ください。

●実施機関

NPO法人司法過疎サポートネットワーク（担当：小海^{こかい}）
○電話 03-5367-3741
※事前予約は上記の実施機関で受け付けています
なお、予約なしでも相談できます

■問い合わせ

企画財政課企画係
内線301



子ども家庭支援センターからのお知らせ

◎交流ひろばの催しについて
毎週火曜日午前10時から11時まで、親子で楽しめる催しを次のとおり行います。

皆さんのご参加お待ちしております。

11月1日（火）

読み聞かせ

11月8日（火）

ペープサート

11月15日（火）

紙芝居

11月22日（火）・29日（火）

クリスマスの飾りつけ

※交流ひろばは、親子での参加となります。

※おやつなどの食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

※ごみ、紙おむつはお持ち帰りください。

◎一時預かりについて
対象は、満1歳から就学前の子ともです。

・預かりは、ひとりの子どもにつき、1日4時間、週に2日を限度とします。

・利用料は、子どもひとりに

1時間350円です。
・預かりの予約は、預かり日の1か月前から2日前までの間にお申し込みください。

■問い合わせ

子ども家庭支援センター
電話 2-4300

苗木配布のお知らせ

坂上地域で実施している花いっぱい運動をより一層普及させるため、坂下地域において、アザレア・つつじ・じんちようげ・さつき・べにばな・どうだんの低木苗木を希望される地区に配布します。
※申し込みは、自治振興委員が取りまとめのうえ、地区単位でお願いします。（個人での申し込みは受け付けしません）
数量に限りがありますので、先着申込順で配布します。

■申し込み・問い合わせ

産業観光課産業係
内線 261

八丈島ガイド、達人あつまれ

歴史や自然がたっぷりの八丈島。八丈島を訪れる観光客へのサービスとして、八丈島ガイドを募っています。

これは、八丈島観光をより楽しいものと感じ取っていただくもので、例えば、自然散策や歴史などの紹介のほか、体験を必要とするもの、また、得意とする分野を八丈島観光協会へ登録し、観光客からリクエストがあるときは、登録の中から案内などをお願いするものです。

八丈島ガイドは有料、無料を問いませんので、その分野で持っている知識や力量を、島民ぐるみで観光客へのもてなしとして取り組んでいければと考えています。

■登録申込先

八丈島観光協会
電話 2-1377

■問い合わせ

産業観光課観光工商係
内線 267

教育相談室

「特別支援教育」

― 変わる心身障害教育③ ―

児童・生徒一人一人の特別なニーズを把握し、持てる力を伸ばし、生活や学習上の困難の改善・克服を目指す「特別支援教育」では、各学校に校内委員会が置かれ、特別支援教育コーディネーターを中心にきめ細かい指導ができる態勢をつくっていきます。

●特別支援プロジェクト

特別支援教育でもっとも重要なことは、教育の場で一人一人がもつとも必要としていることがらに対して、きめ細やかな個別支援計画に基づいて指導にあたるとともに、教育・福祉・医療・労働などすべての関係機関が関わって児童・生徒の社会的な自立に向けて支援していくという点にあります。こうした連携のためめろしくみを「特別支援プロジェクト」と呼び、都のレベ局・産業労働局・ハローワークや各種団体で「広域特別支援連携協議会」が組織され、各区市町村の特別支援プロジ

エクトを総合的に支援していただきます。

●エリアネットワーク

都・区立知的障害養護学校が「センター校」となってそれぞれの地域の多様な教育資源を生かし、都の関係部局・機関などと緊密連携をとりながら、入学前の早期教育相談から卒業後の就職とその後フォローアップまで、特別な教育的支援の必要な子どもを一貫してサポートしていくようになります。

●パートナーシップ

心身に障害のある児童・生徒も、通常の学級に6%の割合でいるといわれる学習障害、注意欠陥・多動など知的発達に遅れはないけれども学習や行動に困難を伴う子どもも、共に地域の学校で生活することを目指すのが特別支援教育です。

そこでは児童・生徒、保護者や学校の相談にのり、適切な助言を行うしくみが大切です。そのため、実態を把握し、指導内容や方法、学校の支援体制、保護者や関係機関との連携などについて、専門的な知識や技能を持つ巡回相談員が各学校を訪問して指導

や助言を行います。

また、それぞれの学校の児童・生徒の事例を判断し、望ましい教育的な対応について専門的な助言を行う専門家チームが身障学級や通級教室の経験豊かな教員、心理の専門家、医師などで構成され、学校、教員の専門性の向上や指導の充実を図るとともに、児童・生徒や保護者を総合的に支援していきます。

東京都では、平成19年度から始まる特別支援教育に向けて、八王子市、調布市、あきる野市、北区の4地区でモデル事業を行っています。

各区市町村では、国や都の動きを見ながら、一方でこれまでの心身障害教育を十分検討し、校内体制づくりや関係諸機関、専門家などとの連携について積極的な取り組みを始めることが求められています。

■問い合わせ

教育課庶務係
電話 2-0797



より良い授業を目指して

八丈町教育委員会および各小・中学校では、「児童・生徒の自ら学ぶ力の育成」「基礎的・基本的な学力の向上」を目指しています。

その第一歩として、昨年度は各中学校において「授業改善推進プラン」を作成し、学校だより等を通じて、保護者の方々に配布しました。

今年度からは、各小学校においても「授業改善プラン」を作成しています。

授業改善プランは、各教科の課題・指導方法についてわかりやすくまとめたもので、これに基づいて更に、子どもたちにとってより良い授業を進めていきます。

※「授業改善プラン」は、ご連絡頂ければどなたでもご覧になれます。

■問い合わせ

- 各小学校・中学校
- ・三根小学校
電話 2-0226
- ・大賀郷小学校
電話 2-0033
- ・榎立小学校
電話 7-0018
- ・中之郷小学校
電話 7-0017
- ・末吉小学校
電話 8-0302
- ・富士中学校
電話 2-0244
- ・大賀郷中学校
電話 2-0127
- ・三原中学校
電話 7-0057
- 教育課庶務係
電話 2-0797



自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い

9月22日に行われた「自治振興委員・納税貯蓄組合長の集い」での意見交換会は次のとおりです。

●三根地域

●質問①
遊歩道の整備について

◎内容

明治橋を起点とする旧河川上にできた歩道が、障害物などで通り抜けが難しくなっています。

この歩道を遊歩道散策ができるよう整備し、利用できるようお願いいたします。

◎回答―八洲建設課主幹

支庁において暗渠化し、砂防河川区域を廃止した後、町が引継ぐ予定です。

円滑な引継ぎ、整備ができるよう努力してまいります。

●質問②

三根公民館の補修について

◎内容

災害時に避難場所となるほど重要な公民館ですが、老朽化により集会所壁の破損による雨水の浸入、2階の畳の腐食、サッシの腐食など補修が必要と思われます。また、備品に關しても、必要備品の補充をお願いいたします。

◎回答―佐々木教育課長

本年度2階和室の畳の入れ替え、誘導灯・非常灯の取り替えを予定しています。雨水の浸入やサッシの腐食については予算の関係もありませんが、必要箇所から補修していきます。備品については宝くじのコミュニティ助成金などを活用し、整備してまいります。

●質問③

三根地域の公園整備について

◎内容

植物公園が島の中央に位置し、多くの方が利用されていますが、住んでいる近くに子どもを連れて行ける公園の整備が必要と思われます。稲葉公園などが存在しますが、未整備とその設備が十分でないことから、利用されていないので、休憩所・駐車場・トイレなどを拡充し、公園として利用できるようお願いいたします。

◎回答―佐々木教育課長

稲葉児童遊園地は、東京都から土地の無償貸付してもらい、町で維持管理しています。契約の条項により、休憩所・駐車場・トイレの整備は難しい状況です。

本年度は、フットサルのライオン、ゴールを整備し、利用者の増加を図ってまいります。

●質問④

大群陸橋までの町道について

◎内容

都道からの入口がわかりづらくなっていますので、看板などの設置をお願いします。

また、町道を直進し都道へ出ない車も多く、直進した場合の未舗装道路の舗装をお願いします。

あわせて、一方通行となっている陸橋の出入口にも、こ

の町道を利用していただけるよう看板などの設置をお願いします。

◎回答―八洲建設課主幹

入口の件につきましては、町広報、案内板などで周知します。

舗装につきましては、三根地区道路整備計画書に則り、整備していきます。

昨年、クリーンセンターへの車両は、歩行者安全確保のため一方通行の道路を避け、本道を利用するよう周知徹底しました。引き続き本道を利用していただくよう周知します。

●質問⑤

高齢者対策について

◎内容

要介護1の方の介護保険による施設利用に条件がつかないなど、高齢者への自立が求められています。元気な高齢者の生きがいを見い出すための取り組みが必要ではないでしょうか。保健福祉センターなどを利用した高齢者の自立を支援する取り組みをお願いします。

◎回答―佐々木健康課長

介護予防の観点から国においてもその重要性を認識しており、来年4月より介護保険制度において、要介護状態の前段階にある高齢者などを対象にした新たな事業を創設します。まもなく内容が示されますが、町はその内容や既存の事業に検討を加え新たな事業として提供していく考えです。また、保険福祉センターは10月から貸出時間を拡大し、夜間や休日にも利用できるようにします。

高齢者の方にも、健康や生きがいづくりの場として活用していただきたいと思えます。

●質問⑥

子育て支援について

◎内容

出生にあたっては、その後の子育ての負担を軽減する取り組みが必要ではないでしょうか。仕事や介護といった環境の中で子どもを育てるには、保育所など子どもを預かってもらえる施設が必要です。

1歳半保育枠の増加、未満児保育の整備、臨時保育の整備などをお願いします。

○回答―奥山住民課長

町では、昨年度「子育て支援行動計画」を作成しました。計画では、ニーズ調査により保育所の利用希望が1・2歳で8割を占めたことを踏まえ、3歳未満児受け入れについて定員の検討、更なる住民ニーズの調査をすることとしております。

受け入れ態勢の整備に向け検討してまいります。また、この計画の一環として「子ども家庭支援センター」を10月から開設し、子育てに関する相談、交流広場、一時預かりなどの事業を開始しますのでご利用ください。

●質問⑦

増加しているヤモリについて

○内容

ヤモリが目立って増えているように感じます。家の中に住みつき、朝には糞が多く不衛生でなりません。駆除などの対策をお願いします。

○回答―奥山住民課長

正式な調査は行っていませんが、多くの方のお話で増えていることは認識していません。

益虫の感のあるヤモリ駆除の薬剤は開発されておらず、現時点では戸袋、エアコンの室外機などを点検し、物理的に家屋へ侵入しないようにしてください。

今後の調査結果については、広報などで報告します。

●質問⑧

街灯の設置について

○内容

住宅の増加に伴い、新たに街灯設置が必要な場所が多くなってきています。速やかな増設対応をお願いします。

○回答―持丸総務課長

平成16年度は、50本新設いたしました。今後もできる限り、対応していきます。

○内容

大雨時に道路沿いの水掛け問題解消について、昨年の回答は「支庁前の側溝を改修し、新たに浸透柵を設置する」とのことでしたが、問題解消に至っておりません。対策を継続してまいります。

○回答―八洲建設課主幹

商工会館から役場前の都道に、平成16年度浸透管を埋設し、平成17年度側溝を改修します。

この工事により、商工会館側の都道から町道に流れる雨水は無くなります。

また、町道においては平成17年4月に、支庁前役場職員駐車場に穴あき暗渠配水管を埋設するとともに、地下浸透池を設置し側溝の排水をほぼ下流側に流さず、地下浸透する工事を完了しました。

この工事後、雨水は溢れていないので、様子を見ていと思います。

〔2〕植物公園の遊歩道整備について

○内容

桜井さん宅前から公園遊戯広場前への遊歩道の整備につ

いては「町道は可能であるが、公園敷地内道路は自然公園法の規制を受けるので、都とも相談しながら進める」という回答でした。その進捗状況を教えてください。

また、子どもや高齢者の利便向上を図るため、早急な整備をお願いします。

○回答―八洲建設課主幹

現況測量をしましたが、地権者の一人が、この道は道路ではなく自分の土地の一部である主張され、国土調査時のいきさつを調べています

が、平行線で解決に至っておりません。また、支庁では植物公園南側の整備を計画しております。本年度設計を実施しています。

南エントランスの階段がスロープの園路に変更され、乳母車や車椅子の方にも利用されやすくなると考えます。

〔3〕大賀郷中学校の照明灯設置について

○内容

大賀郷中学校の照明灯については、「現在坂下に富士中、八高の2校の照明灯が設置されており、長期計画の中で検

討します」との回答でした。

しかし、八高は夜間部の関係で土日しか使用できません。大賀郷中学校に照明灯の設置を継続してお願いします。

○回答―佐々木教育課長

時期につきましては申し上げることができませんが、設置する方向で補助金など調べまして、前向きに検討してまいります。



〔4〕八丈島郵便局前のL字溝について

◎内容

昨年要望し、すぐに対応してもらいましたが、まだ段差が残り、スムーズに入庫することが困難です。改善していただきたく、継続してお願いします。

◎回答―八洲建設課主幹

できたばかりの道路であり、大改修にならない範囲で、最大限対応いたしました。

これ以上は、植樹帯の廃止など大規模な改修が必要となるため、実施は困難です。

●質問②

町道の排水溝に詰まった土砂の除去について

◎内容

大賀郷中学校駐車場に面した町道の排水溝に土砂が詰まっており、除去をお願いします。

◎回答―八洲建設課主幹

除去しました。

●質問③

国際観光ホテルの休業による施設の対応について

◎内容

国際観光ホテルは、休業してから老朽化が進んでいるにもかかわらず放置されたままとなっております。

平成15年の台風時には、コテージの屋根が吹き飛び、ヤケンガ浜上の墓地の石塔やブロック垣に大きな被害をもたらしました。現状が続けば、周辺地域住民への被害が心配されます。一刻も早く所有者に対して管理責任の言及と、今後の具体的な対応策について行政指導をお願いします。

◎回答―持丸総務課長

所有者は行方不明で勧告できない状況です。個人所有物である財産を町で処分・整理することはできません。

平成15年の台風時、緊急対策として業者に依頼し、屋根飛散防止のためクサリをかけるなど、防災措置をしました。債権者には至りません。

債権者による裁判所での競売を3度行いましたが不調に終わっています。町も債権者の1人として第一順位の債権者へ、再度競売手続きを依頼し、落札されるよう進めてまいります。

●質問④

カーブミラーの設置について

◎内容

千鳥2の新井三雄さん宅前町道から八重根港に下る町道に入るには、港方向からの車や人の確認が道路脇の樹木に遮られて困難なため、カーブミラーの設置をお願いします。

◎回答―八洲建設課主幹

2面鏡のカーブミラーを設置いたしました。

●質問⑤

町道の補修について

◎内容

甚太地区、菊池智之さん宅前から大塚軍次さん宅前の町道は、雨が降ると水溜りが数か所出来て、その周辺がぬかみとなりやすくなります。歩くことも大変なので舗装、または砂利を敷き詰めるなどの工事をお願いします。

◎回答―八洲建設課主幹

すぐに道路改修工事はできませんので現地調査をし、ぬかるみとなる場所を部分的に砂利で補修します。

●質問⑥

住所(番地)の変更について

◎内容

現在の住所は地籍の地番に合わせており、地番が飛んでいるなど分かりにくく、島外からの転入者には、自分はこの地区(部落)なのか分からないのが現状です。

そこで、住所と地番を分けてわかりやすくしてはどうでしょうか。

(例)東京都八丈島八丈町

千鳥□□□番地

◎回答―奥山住民課長

分かり易い住居表示は是非とも実施しなければならぬ課題であります。長期的な計画を立て取組んでまいります。

道路の使用について

クリンセンターを利用される方が、都道(216号線)から大群陸橋に接続する一方通行の道路を使用することにより、車での移動が増加し、歩行者などが危険になりますので、今月の広報に折り込まれている地図の道路をご利用ください。

■問い合わせ

建設課管理係

内線251



11月の航路ダイヤ



【ANA】TEL/0120-029-222 (携帯電話の場合 0570-029-222)

A320:エアバス320 (166席)
737-500 (126席)

便名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:45	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:15	B737	850 (844)	11:45	12:20/12:50	13:20	B737
843 (849)	13:55	14:30/15:00	15:30	B737	826	16:05	→	16:50	B737
829	16:10	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割 1	パスデー早割	八丈島乗継きっぷ
羽田=八丈島	17,100	10,600	10,600	10,700	10,600
大島=八丈島	15,200	10,500	10,000	10,600	—

※特割、超割など各種割引サービスをご利用ください。

【東海汽船】TEL/2-1211

「さるびあ丸」三宅島・御蔵島経由 東京発〈東京発22:30 八丈発10:10〉



9月の主な会議

日	会議名	議題等
1日	庁議	子ども家庭支援センターの設置および条例(案)ほか
7日	第三回八丈町議会定例会	平成17年度八丈町一般会計補正予算
12日	課長連絡会議	自治振興委員の集いの要望事項ほか
13日	教育委員会	第1回八丈島サッカー交流大会に伴う後援名義の使用
15日	第三回八丈町議会定例会	平成17年度八丈町老人保健医療特別会計補正予算ほか
20日	庁議	八丈町地区公会堂条例を廃止する条例ほか
25日	農業委員会総会	農地法第3条の規定による許可申請ほか
28日	第三回八丈町議会定例会	平成17年度公営住宅整備事業中道団地建築工事請負契約ほか



図書館からのお知らせ

- **休館日**…毎週水曜日
11月3日(木・文化の日)
- **開館時間**…午前9時～午後4時30分
- **新着図書**
『使うな、危険!』小岩順一
『τ(タウ)になるまで待って』森博嗣
『職業別ユニフォーム・制服辞典』
日本ユニフォームセンター
『ハトにうんてんさせないで。』モー・ウイレムズ ほか
- **カウンターから**
図書館では、本の貸出・返却などをコンピュータ化するため、当分の間寄贈図書の受け入れを停止します。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- **問い合わせ**
教育課生涯学習係 電話2-0797

テニス大会開催のお知らせ

八丈町コミュニティセンター主催の第1回テニス大会(硬式)を開催します。
今回は、ダブルスの大会ですので、ペアを組んでお申し込みください。
多くの皆さんの参加をお待ちしています。

日時

12月4日(日) 午前9時～

会場

八丈町コミュニティセンター
1 テニスコート

種目

男子・女子ダブルス
※対戦については、主催者側にて決定いたします。

参加費

1ペアにつきテニスボール1缶(2個人)

申込方法

八丈町コミュニティセンターおよび各出張所にある申込書に記入のうえ、申し込みください。

申込締切

11月25日(金)

問い合わせ

教育課スポーツ振興係
電話2-0797

SCHEDULE 11月 2005

三根公民館 大賀郷公民館 樫立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

日	月	火	水	木	金	土
		1 高齢者健康教室 末 10:00~13:00 1歳6か月児健康診査 保福 13:15~13:45	2 図書館休館日	3 文化の日 各小学校運動会 図書館休館日	4 両親学級① 保福 13:30~15:30	5
6	7 こどもひろば (子ども家庭支援センター) 10:00~11:00	8	9 図書館休館日	10 介護保険意見書受診 町病 12:30~	11 両親学級② 保福 13:30~15:30	12
13	14	15 高齢者健康教室 樫 10:00~13:00	16 図書館休館日	17 介護保険意見書受診 町病 12:30~ 高齢者健康教室 三 10:00~13:00	18 糖尿病教室 町病 13:30~ 両親学級③ 保福 13:30~15:30	19
20	21 こどもひろば 保福 9:30~10:30	22 高齢者健康教室 大 10:00~13:00	23 勤労感謝の日 図書館休館日	24 介護保険意見書受診 町病 12:30~ 2歳児歯科健康診査 保福 9:30~10:00	25 両親学級④ 保福 13:30~15:30	26
27	28	29	30 図書館休館日			

町立八丈病院診療日 (受付時間/8:00~11:00)

	診療日	診療時間
皮膚科		9:00~
甲状腺科	12日(土)	9:00~
耳鼻咽喉科	14日(月)・15日(火)・16日(水)・17日(木)・18日(金)	9:00~

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)
みはらしの湯	1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)
ザ・BOON	2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水)・30日(水)
やすらぎの湯	10日(木)・17日(木)・24日(木)

●3日(木)(やすらぎの湯)は営業します。●

11月のゴミ分別回収

燃...燃えるゴミ びん...空きびん 資源...資源ゴミ 害...有害ゴミ 金属...金属ゴミ

三根							大賀郷							樫立・中之郷・末吉						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		燃害	資源		燃害				資源		燃害	金属					資源	燃害	金属	
6	7	燃害	資源	びん	燃害		6	燃害	資源		燃害	金属		6	燃害		資源	燃害	金属	
13	14	燃害	資源		燃害		13	燃害	資源		燃害	金属		13	燃害		資源	燃害	金属	
20	21	燃害	資源		燃害		20	燃害	資源		燃害	金属		20	燃害		資源	燃害	金属	
27	28	燃害	資源				27	燃害	資源					27	燃害		資源			